

板橋区地域密着型サービスの整備促進に係るマッチング事業実施要領

令和7年3月21日
健康生きがい部長決定

(目的)

第1条 この要領は、土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行うことにより、民有地における地域密着型サービスの整備促進を図る板橋区地域密着型サービスの整備に係るマッチング事業（以下、「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 土地所有者 土地を所有している個人または法人。

(2) マッチング事業者 地域密着型サービス事業の計画・立案及び土地所有者に対する事業計画の提案、相談対応等を行い、かつ、土地所有者等が整備した地域密着型サービスの施設において介護事業の運営を行うものかつ、第7条の規定により登録された法人をいう。

(暴力団等の排除)

第3条 次に掲げる個人又は団体は、この要領に基づく事業の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同上第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(取り扱う情報の範囲)

第4条 本事業で取り扱う情報の範囲は、地域密着型サービスを整備するための情報とする。ただし次の各号に該当するものを除く。

(1) 整備計画における整備予定地が、地域密着型サービスの整備に適していないもの

(2) 整備計画における整備しようとする施設が、板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画に定める地域密着型サービスの整備計画の方針に合致しないもの

(3) その他区が本事業の対象とすることが不相当と判断するもの

(登録申請)

第5条 マッチング事業者となることを希望する者は、マッチング事業者登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）を区に提出しなければならない。

(要件)

第6条 マッチング事業者となるための要件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 登録申請書提出日時点において、介護事業を1年以上継続して行っていること

(2) 登録申請書提出日時点において、債務超過でないこと。

（社会福祉法人においては負債総額が資産の2分の1を超えないこと。）

(3) その他区が本事業の対象とすることが不相当と判断する団体ではないこと。

(登録決定及び通知)

第7条 区は、登録申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、マッチング事業者登録決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(登録有効期間)

第8条 マッチング事業者の登録有効期間は、登録の決定の日から2年間とし、再登録を妨げない。

(登録申請書記載事項の変更)

第9条 マッチング事業者は、登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、マッチング事業者登録申請書記載事項変更届出書(別記第3号様式)を区に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 区は、マッチング事業者が、第6条の要件を満たさなくなったとき、その他マッチング事業者として適当でないと認められる事由が生じたときは、マッチング事業者登録を取消して、マッチング事業者登録取消通知書(別記第4号様式)により通知する。

(辞退)

第11条 マッチング事業者は、区にマッチング事業者辞退届(別記第5号様式)を提出することにより、マッチング事業者を辞退することができる。

(情報提供の申請)

第12条 本事業により、介護事業者の情報提供を受けようとする土地所有者は、マッチング事業者情報提供申請書兼土地情報等申告書(別記第6号様式。以下「提供申請書」という。)を区に提出するものとする。

(情報提供)

第13条 区は、前条の提供申請書が提出されたときは、当該提供申請書の内容が第4条の範囲に適合すると認める場合は、土地所有者に対してマッチング事業者情報を、マッチング事業者情報一覧通知書(別記第7号様式)により通知する。

(連絡調整)

第14条 土地所有者は、マッチング事業者情報一覧通知書に掲載されている任意のマッチング事業者へ連絡するものとする。

2 前項に基づく連絡以降の土地所有者とマッチング事業者との具体的な調整については、区は関与しない。

(状況報告)

第15条 土地所有者は、区からマッチング事業者情報一覧通知書を受領してから3か月以内に前条の規定による連絡調整の状況について、連絡調整状況報告書(別記第8号様式)により、区長に報告するものとする。

(実績報告)

第16条 マッチング事業者は、第14条の調整の結果を、マッチング事業者実績報告書(別記第9号様式)により区に報告するものとする。

(秘密義務)

第17条 区、マッチング事業者及び土地所有者は、本事業の実施において知り得た個人情報を含む情報について、本事業以外の目的で使用してはならない。

(区の責任)

第18条 本事業による情報提供後に当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる合意契約又は賃貸借契約については、区は一切の責任を負わない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要領は決定の日から施行する。